

浮浪者に關する歴史的考察

浮浪者に関する歴史的考察目次

第一章 概 説	六七
第二章 徳川時代に於ける浮浪者に就て	六九
一、非人乞食	六九
二、無宿浮浪者	七〇
第三章 浮浪人に對する徳川幕府の政策及施設	七六
一、取締政策	七六
二、救濟政策及施設	七九
第四章 明治初年代に於ける浮浪者の處理	八三
第五章 被救護者に就て觀たる浮浪者	八七
一、市養育院に收容されたる者に就て	八七
二、幼少年保護所に收容されたる者に就て	八九
第六章 警察官署の取締に現れたる浮浪者	九三

一、舊法令時代の被處分者……………	24
二、新法令に依る被處分者……………	26
第七章 調査者及研究者の觀たる浮浪者……………	101
第八章 結 論……………	104

第二章 徳川時代に於ける浮浪者に就て

一 非人乞食

非人の語は貧人又は非人(悲田院に入るべき人)と云ふ方面から來たと解せられて居るが、とにかく現在經濟的に窮迫した人々を謂ふのであつて、穢多が身分上、血族上 關係より來れる卑稱であるのとは趣を異にする、そして前述の如く徳川時代に於て穢多が幕府の政策等により、ある程度迄自治體としての自由を有し、一定の職業と住所とを有したるに對し、非人の方は程度の差ではあるが、多くは定職定住所もなく、只衣食の資を他に乞ひ屋外に浮浪生活をなし、會々住所あるも極めて粗末な非人小屋に過ぎなかつたのである、乞食も亦全く同様であつて、非人乞食、カタイ、乞丐人、モノモラヒ、ハイタ、川原乞食、オコモサンなど皆その同義語と見るべきであらう。

而して此等は多く平民にして貧窮に迫れるが爲に止むを得ずして乞食するものと、生來乞食非人の子女として生くるもの、不時の天災や飢饉、自己の放蕩墮落の結果などにて、非人乞食となるものであるが、夫以外には宗教上の信念や趣味の上から、特に乞食をなす者もあり、動機がさうした高尚なものでも、次第に習性となつてしまひ、本當の乞食となり了せるものも多かつた、佛教僧徒の雲水行乞修行を始めとして、十六部、西國巡禮、二十四輩、四國遍路、善光寺詣り、伊勢拔參り、大社巡り、金毘羅詣、願人僧などすべて此類に屬して、修行としての乞食生活をなしたのである。

次に趣味としての旅藝人などにして乞食に近いものがあり、河原乞食の名は其代表的なものであるが、民衆の趣味娯樂は民間の宗教と密接な關係があつて、空也念佛、踊念佛、鉦叩きなどそれと見るべく、純粹の旅藝人としては、今も昔も變らない雑多な種類を包含して居つて、其初めは藝を以て他人の憐れみを乞ふたのであるが、所謂川原乞食が後世に於ては役者俳優と進化した如く、相當衣食を得るの生業として立派に認めらるゝ様になつたのである、「賤者考」に

丐中にも藝あるものは、米錢も得やすく、藝によりては其装をもなし、器械をも作る、大抵、小市をなして、あらざる職なきに至ると見ゆ、戯場をなすあり、三弦を弾くあり、鼓弓、大鼓、鼓、諸笛、鉦舞、淨瑠璃、小歌、俄狂言類なさるなし(中略)その餘、おとし話、ちよんがれ、祭文、豊後新内、はやり歌、くさく、日々新をきこふ云々

とあり、往昔の民衆娯樂は、乞食非人仲間の旅藝人に淵源する處多きは注目に値するもので、現今の所謂プロレタリアの階級藝術の萌芽とも見らるゝのである。

かくの如き宗教演藝干係の方面は別として、純粹の乞食非人の徒に對しては、非人頭車善七なる者が、穢多長吏彈左衛門と相對して舊幕時代を通じて、世襲的に彼等を取締る役目を有して居たのである。

二 無宿浮浪者

舊幕時代に於て、無宿浮浪者と云はるゝ者は色々ある、一は封建時代に於ける失業武士の一團を浪人、浪士

など云ふて、幕府當局も四民も可成之を厄介視して居た、此等は經濟的に可成窮迫状態にあつた爲に、不逞な振舞をなす者も多かつたが、所謂文字通りの「宿なし」と云ふには多少の距離があると見るべく、更に諸國の博徒遊び人仲間には、無宿何々として今日講談本などに誑はるゝに至る者もあつた、總じて之等は定職なき不逞の徒を意味したのであるが、實際想ふに宿なく、住むに家なき無宿浮浪者も多かつた、そして其中にも亦自ら區別があつて、宗教上(特に佛教)の信條からして、樹下石上露天橋下に野宿して雲水修行をなす者と、野伏り強盜などを目的として常に屋外に居住するもの、更に純粹の乞食をなす者にと分つ事が出来る。此等の浮浪人は如何にして此の世に出て來たか、「賤者考」には此點を詳細に叙述してある。

浮浪人、俗にいふ「やどなし」又「ボンキレ」などいふ、無賴子の父祖兄弟にも見放たれて、絶籍したる類、輕罪を犯して放逐せられたるもの、放浪磊落にみづから逃亡したる者、貧窮にせまりて密に郷里を亡命したる者、罪狀發覺せむを恐れて、遠く出るまゝに還らざる類、くさくあるべし、たま／＼は拘引せられ、幼にして家をしらすなれるもの捨子と云ふ者の成人したるもあるべきか、しかしながらそれらは本據のみ知らね、人あはれびて何とかなしもすべし、前に云ふ類は家系正しきもあらねど、浮浪となりては證なきが如く、證ありても還りがたきほどの者は、好人物なるべき筈はなし、殊に多くの中には、屠者、娼房乞食より紛れもすべければ、なべて賤に屬すべし云々とあるが如き有様である。

其他に前述の宗教上の信條、又は性格的な趣味の立場からせるものもある、「慶長見聞集」に出て来る「樂阿彌乞食の事」の物語の如きは正に夫れであらう、彼樂阿彌は現今の浮浪者がする様に、

萬の殘飯魚の切り屑、何にても人の呉るゝ物を取りて持たせ日も暮れぬれば、半分小者に遣り、半分にては己れが一日の口を養ひ、扱手を打ち敲いて爰の辻、彼所の道の邊りに臥して夜をあかす。

のであるが其出所進退は極めて飄々然たるもので、自ら多くの小者(日雇人足)を雇ふて市街に大舉托鉢をなし、多くの喜捨物を浮浪乞食の群に與へて、やはり自分も無宿非人の生活をなして居た爲に、江戸市中誰れ知らぬ者もなく、樂阿彌としてもてはやされたと云ふ、此等は多少物語めいたものであるが、正史上に残つて居る乞食桃水等の禪僧は最も眞剣な宗教的信念の下に、三界無住の浮浪生活をなしたものである、そして此等の思想行爲に感化されて之を眞面目に信奉するものもあれば、自墮落にて所謂乞食三日すれば止められぬ心理状態に陥つてしまつたものもある、「乞食坊主」と云はれ「願人坊主」と云はれ「くりくり坊主、すたくり坊主」などゝ罵らるゝに至つた所以のものは即ち之であつて、其中には純粹に窮迫したもの、不眞面目な者、不逞の徒なども多かつた事を推察する事が出来る、「嬉遊笑覽」には

宿なし坊を木葉坊といへり、桑花咄木辻鳴川に乞食坊主あり、此の坊主世にある時、あはぬ女郎一人もなくその善惡をいふ事うるさく、いやがつて一文づゝやりていひやませけるに、次第に奢り付て、わる口いひやみ、賃値あけをして、後は三文づゝ毎ばん取りければ、此處はあけ錢八十五匁と、外に三文は木

葉坊主が取と大笑になりぬ。

とあるが如きは其の最も甚しきもので、願人房主の類も亦同様である、「嬉遊笑覽」には更に、

又法師の乞食に願人といふものを、一説におもへらく、訴訟の事ありて、いづくよりか江戸に來り、その事引しらひて久しくなり、貯へ盡きて、そのものどもかゝる者となりぬといへるは非なり、もとより乞食にて代待代垢離かきなどして有りしもの故、願人とはいふなり云々。

此の説の當否は別として、とにかく神佛の願事に關係あるメディーエーター(仲介者)であつたものが、次第にプロカーに墮落し遂には夫ればかりでは衣食に窮して、乞食の様な生活をなすに至つたもので、徳川末期に於ては全くの乞食坊主となつたのである。

次に無宿不逞の徒としては、無宿、長脇差、野伏り強盜などゝ稱せられて、徳川中世以降都鄙共に横行を逞うするもの多かりしが如く、「牧民金鑑」には、

近年無宿共長脇差を帶、又者鐵鎧袍等持歩行、於在々所々一及二狼藉、且右を見眞似百姓町人共の内にも、長脇差を帶同様の所業におよび候もの有之、是迄追々御仕置に相成候といへども、猶不止致増長二黨を結、押歩行候趣も相聞、不輕不屈之至候、依之以來右體鐵袍等携候者は勿論、長脇差等を帶び亦者所持いたし歩行候者共者、惡事之有無、有宿無宿之無差別、死罪其外重科に被行間、其旨相心得候様、關東在々高札場並村役人宅前にも、張置し申候云々。

とあつて殺傷強盜、脅迫を業として、良民を苦めて居たものである、前掲の博徒なども、この無宿長脇差の中に數へる事が出来る。

多數大小の盜賊は大抵無宿何々の綽名を有して居る、曰く異名日本左右衛門無宿十衛門事濱島庄兵衛云々曰く無宿源之助云々、曰く無宿喜兵衛、曰く上總無宿久兵衛、曰く當時無宿和助など云ふ、幕府町奉行の書類に見ゆる者は比々皆然りである。一例をあぐれば

火附盜賊改戸川大學伺

一、無宿政之助初筆博突いたし候一件

芝無宿、 政之助

右之者儀、身上難取續候連、宅に而人集め、俱々手分ニ加り、廻り筒ニ而五六拾錢賭之塞博突兩度いたし、宿錢貰ひ受、又は三田新堀埋り候場所、或は廣尾在村名不覺野田ニ而、廻り筒塞博突數度いたし候段、不届に付遠島云々

(御仕置例類集)

例の有名な國定忠次に就ても「國定村無宿忠次郎品々惡事いたし候一件吟味仕候云々」の語などが散見する。

山窩も亦此部類に屬するもので、破屋洞穴岩窟山林等の中に團體生活をなし遠く都市村落を脅すもので、

勿論浮浪無宿の生活をなして居たのである。

純粹の乞食としての御小屋者、野非人、野伏り、おこもさんなど稱せらるる者は、やはり無宿浮浪の徒であつて、「天保集成」に

江戸四ヶ所非人頭共、手下小屋持非人ども古來より銘々勸進場之内、日々相廻り施物を貰ひ右助成を以て淺草品川兩溜預の者の番、並國人送り迎又は奉行所にも相談、或は野非人共を狩込手下にいたし、町々不淨の取片付等をも可致儀之處、近來稼薄く、手下の者ども相減、野非人共の制意り候ゆへ増長いたし、店前に立塞り惡ねだり致し、河岸杯に群居、場末に小屋を作り、大勢住居いたし候分も有之、右之内には無宿杯も入込、惡事致し候類も可有之哉云々。

とあつて、浮浪の乞食非人共は、夫々小屋を造つて重立てるものを長となし、群居生活をして居たのであるが、其中には右の如く惡事不逞を働く者も、間々多かつた事は想像に難くはない、前掲の樂阿彌が、日本橋の大通りに馬を駈つて、「今日は二十四日樂阿彌が愛宕まうでなり、小者中間をやとはん」と呼ばはつた時に、日本橋の事なれば貸取共我もくと百人ばかりあつまつた中から、數人の若者をすぐつて一日の行乞をしたと云ふ「應長見聞集」の物語は、荒唐無稽に近い話であるが、又以て當時の無宿非人の生活狀態を推知する事が出来る。

第三章 浮浪人に對する徳川幕府の政策及施設

一、取締政策

浮浪人に對する幕府の取締政策としては、浮浪人の類別に依りて夫々其方法を異にして居たので、丁度現今の警視廳が思想取締と勞働運動者の取締とを別にやつて居る趣を見せて居たのである。

諸國の浪人が主家滅亡や主家追放の厄に遇ふて失職した際には、多くは幕府江戸を指して集中し來り、夫々奉職口を求めるか轉職するか、或はその儘浪人として様々な生活手段を講ずるに至り、次第に事志と異つて所謂浮浪の士となるものが多い。

其中には盜賊博徒となり武術師範や、武者修行の名の許に良民を苦める者もあつたが、又政治的に幕府其他に對して不平敵意を抱き、朋黨比周して隱然一敵國をなしたのは、史上多くの事例を見るのであるが、いづれにしても天下泰平の裡に生活する一般市民の脅威となつたので、幕府當局の注視的となつた、中に就て當局から浮浪人として取締せられたものとしては、天保年間に出て居る布令によつて見ると左の如くである。

天保十四年癸卯七月、浮浪者ノ提督方ヲ布告ス

布令ニ曰ク其一、頃歲諸國所在浮浪ノ黨ヲ結テ横行シ長ト稱シ師ト號シ、其區畫ヲ分定シテ、互ニ專管

ノ地ト稱シ農家ニ至リ補助金ヲ請求シ、若シ之ニ少數ノ錢貨ヲ投與セバ、爲ニ或ハ罵詈訾シ或ハ歇宿ヲ強要シ、病ニ託シテ滞留シ、或ハ險辭ヲ設ケテ金錢ヲ誣賴スルヲ聞ク、不律モ亦甚シ、今後浮浪者ノ鄉村ニ至ル有ルモ、決シテ寓宿ヲ許サズ、又一錢ダモ佩刀者ニ投與セズ、而シテ彼レ暴行ヲ爲セバ、直チニ拘執シ、若シ拘執スル能ハザル者ハ穢多非人ヲシテ逮捕セシメ、速カニ其代官領主地頭ノ公廨ニ上告ス可シ、其ニ浮浪者ノ黨與ヲ結合シ横行スルヲ見地スルカ、或ハ鄉村ニ闖入スルモ、之ヲ逮捕スル能ハズ、且ツ穢多非人無キ地方ハ其横行ノ前路ヲ査討シテ上告ス可シ（徳川理財會要）

即ち都鄙の區別なく、到る處良民を脅したものと見るべく、之が取締に對しては幕府の苦心も可成であつて、其前後度々かくの如き布令を出して居るのである。

又諸國浪士の江戸入府に對しては元治年間等に、武州岩淵、澁谷道玄坂、下總下嵐等に關門を設けて、嚴重な取締取調べを行ひ、又浪士にして市中に留宿する者には、確實なる保證人を立つべき事を令し、不正暖昧の者は留宿を許さず、原籍や親籍の采地祿米を返、正確に驗査すると云ふ迄に注意したのである。

次にかくの如き政治的意味にあらざるも、所謂無宿非人乞食の類は、江戸市街の賑盛となるに連れて、次第に其數を増し、一部落一集團をなして、重立てる者を長となし、四民の棄與物を乞ひ歩いたり、施與物の報酬を得たり、町内の不潔物を掃除するなど、穩靜に眞面目に乞食するもの、卑賤の勞働をなす者、く、そして幕府の規令の下に可成嚴然たるものであつたが、次第にその數の増加すると共に、取締もゆるみ團結も

くづれて、路傍に立坊をしたり、店肆の前に群立して物を強制したり、河岸や場末の到る處に假小屋を建て、其間には無頼の徒も混り、町内の掃除片づけなどはせずに、竊盜を働くなどの類が多くなつたから、幕府も之が取締をなすに至つた。

即ち寛文年間の町觸には、

近頃無宿物もらひ共連立、町々徘徊いたし、見せ先に立ちならび、物を乞、遣し方不足を申、押もらひいたし、又は食物を乞候者、あたへざる内は立去不_レ申、彼是不埒之趣相聞候、以來右體之者有_レ之候はゞ、月番之奉行所に引連罷出候共、又は奉行所に訴出捕方相願候共、勝手次第宜様に可_レ致候、尤召捕又は訴出候共、後日あだ不_レ致様にいたし可_レ遣候云々。

の文字が見える。

其他浮浪人に準すべき、乞食僧侶、願人房、修驗者、旅藝人等に對する取締にも、種々の布令を出して居るのが見られる、その一二を例記すれば天保十三年には、僧侶祠官の市街に寓居する者に對する規則として

(前略)其三、市街ニ於テ諸僧侶ノ法議ヲ講説スルヲ廢止ス可シ、其四、市街ニ於テ念佛講、題目講ト稱シ、僧侶及ビ信者ノ集會スルヲ廢止ス可ク又市街ニ於テ鐘太鼓ヲ鳴ラシ、念佛若クハ題目ヲ唱ヘ衆多ヲ蒐集スルヲ停止ス、其五、陰陽師替化宗道心者及ビ尼僧行人願人神事舞太夫ハ本寺或ハ師家ヨリ弟子タルノ證券ヲ領收シ、且ツ保證人ヲ立定セシメ、而シテ背店ニ寓住セシム可キモ寺觀ヲ爲シ神體佛龍ヲ裝置セシム

可ラズ、又道心者及ビ尼僧ノ如キ、本寺ニ家アルニ非ラズシテ隨意ニ剃髮セシ者ハ、更ニ必ズ本寺ニ家ニ隨從シ證券ニ支障ヲ生ズル勿_レレ、若夫僧尼ハ去亥令示セシ如ク、決シテ弟子ヲ約取スルヲ許サズ云々、(徳川理財會要に據る)。

以下巨細なる規令の條則があるが佛道修行や布教を名として、無頼の徒が佛門や社頭にかくれて、色々不正の振舞をした事は推察に餘りある處である。

二、救済政策及施設

一般窮民に對する救済政策として、所謂穢多及非人等に對しては、先づ穢多長吏彈左衛門、非人頭などの輩下となして、職を與へ、産を授け、下級勞働に従事せしめ、時々死刑囚の處刑後晒小屋で之を警護する仕事に任せしめ、浪人浮浪者の發行などする場合には、之を追捕する役目に任せしめたりして居る、救済施設事業の方面に於ては、貧病孤獨の病人や行旅病者等に對しては、今の養育院の前身とも見らるべき、小石川養育所の設備があり、非人乞食等に對しては、淺草品川の二方面に、非人溜所を設けて、非人無宿者の合宿所收容所となし、免囚者、失職者、浮浪者等の健康にして眞面目なる者に對しては、人足寄場の制度があり、更に積極的に勞力需給調節の立場から、之等の浮浪非人の徒を勞力需要地に移植せしむる等の政策意見も出て、又之を實行した場合もあつたのである。

窮民浮浪の徒を勞力需給調節に利用すると云ふのは、「蟻の念」といふに或人が幕府に献策した意見がある

乍、恐此度被_レ仰渡_一候御趣意は、下々一體善道に立_レ歸候様の御仁慈は、實に難_レ有御儀には御座候得共、彼の癡人等には連も實道へは立歸り不_レ申候様被_レ存候、時々印幡沼一方は遊道に御明け置被_レ下候は、癡人ども丈は寄り集り、各好む處を以て生涯を相終候上は、幾許の御慈悲に可_レ有御座_一と奉_レ存候。斯くの如く一所に惡人共を相纏め被_レ置候上は、世上も穩にて一統安堵仕候、猶又御召捕御用の節は、袋の中被_レ入置候も同前の儀に御座候得は格別御手も懸る間敷、旁御使理筋に御座候と奉_レ存候、斯の如く印幡沼へ毒氣を御退け候上は、御當地に相残り候人数は、皆善人而已にて、格別の御安心に御座候と奉_レ存候云々（日本經濟叢書に依る）

これは印幡沼一部の埋立工事に對して、不逞、浮浪の徒の努力を供給利用せんとするものであつたのである。此等の救濟事業の濫觴とも見るべき、非人溜、養生所、人足寄場の方から觀察して見るに、享保七年町醫者小川笙船なるもの、献策により、往昔仁明天皇時代に設けられた武藏國多摩郡地方の悲田所の先例に倣つて、小石川養生所なるものが建設され、施藥救療の事業が始められた、献策者小石川笙船の上書には、

施藥院被_レ仰付_一候は、難_レ有仕合に奉_レ存候。町々極貧之病家を奉_レ調候に不便千萬之仕合共御座候、武家方よりも奉公人大病に付請人方え返_一候處に、請人も親類にても、無_レ御座_一候者は散々に看病仕候不道人も多く御座候、其外無縁の者或は妻子等無_レ御座_一候貧窮人の煩候には、見殺しに仕候事共おほく候云

々（東京市史稿、救濟篇に依る）

更に安永年間には、深川茂森町に無宿養生所を設けた、之は江戸府中の繁昌するに連れて、穢多、非人、ものもらひ、こもかぶり、願人房などの數増大すると共に、種々の犯罪弊害が生じたので、此等に對する救護策を講じたのである、此の施設の一として無罪者を收容する「慈悲牢」なるものがあつた、「御府内雜話」に、先年牧野大隅守（成賢）様思召付之由ニ而、深川六萬坪邊に、慈悲牢と名つけ、無宿、こもかぶり、無罪なるものを御入置被_レ成候而、病人に無_レ之分は、何に而も職分被_レ仰付_一其上産れ國方へも段々御たづねありて、一年も二年も御養ひ其上に而、歸國も可_レ被_レ仰付_一之思召に而有_レ之御催し及_レ承候處、只今は其沙汰無_レ之故、是等は廣大成御慈悲ニ而候、盜人と相成候初は食物無_レ之故之事も多かるべし、右之慈悲牢の思召もより取締り候は、御府内之御取締り方第一番に可_レ相成_一事に候又、惡く取計ひ候は、破れにも可_レ相成候事に候、せめて小兒の菰かぶりの内には、生長して人間に可_レ相成_一ものも有_レ之可_レ仕候哉と奉_レ存候、其内に而養育の世話も出来可_レ仕事ニ候御工夫被_レ下度事也、云々（東京市史稿救濟篇）。これは後世の人足部屋の前身とも見るべきものであらうが、天明六年にはこの無宿養生所は廢止さるゝに至つた。

次に非人溜の濫觴は貞享四年に、非人頭車善七が、諸國の無宿非人を預けたるに始まつたものであるか、更に寛政元年之に關する車善七の幕府への上書に、

淺草溜發端之儀御尋に付、左に奉_レ申上_二候、

八二

百三年以前貞享四卯年三月二十六日、始而北條安房守様上り無宿目玉權兵衛、はたがり安兵衛と申者御預御座候、同五月二十日甲斐庄飛彈守様より、伊勢無宿五郎兵衛と申者御預被_レ遊候、此節私園之内之貳間半に五間之溜私入川を以_レ捕理、御預之もの差置候處、其後御預之もの段々相増候に付、溜地御申候、とあり、之を淺草非人溜と稱し、同年品川方面に於て、品川非人頭松右衛門に對しても同様の仕事を命ずるに至つた、其他女非人の溜所も同處に設置され、保護授産、其他の救済策を講じたのである、其他二三の各所に同様の設備がある様になり、其後修理増築などの事もあつて、この方面の救済方法も相當進歩したものであつた。

又天保十三年には淺草非人溜の附近に、「非人寄場」を設立し、石川島に於ける人足部屋に準じた設備を以て、穢多非人等を收容し、草履、草鞋、紙屑拾ひ、紙漉等の手業を與へ、設立後四年目には其手業代若干を以て、寄場費用に充つるなどの方法を講じたのである、之は例の有名な町奉行遠山左衛門景光等の施設にかゝるものであつた。

人足寄場は此等の養生所、非人溜、非人寄場等が前提となつて、更に大規模な積極的事業に進んだものを云ふのであつて、寛政二年、長谷川平藏なるものが、時の老中松平越中守に呈した献策によつて施設されたもので、免囚者、非人乞食、無宿の徒にして勞役に堪へる者を、石川島にて收容し、夫々習得の手業に應じ

て、産を授け業に従はしめたのである、詳細は既に各種の書物に散見するが故に、重説の贅を省略するのである。

第四章 明治初年代に於ける浮浪者の處置

慶應戊辰徳川氏の幕府倒壊して、明治維新となつてから約二年に亘る間は、浮浪者及び窮民に對する公私の救済的施設に就て、何等記録の上に據るべきものがない、然るに明治三年外國貴賓の渡來さるゝあり、此際東京市内に多數乞食浮浪の徒の徘徊するは、首都の體裁上より觀るも面白からずとなし、乞食浮浪の徒約三百人を狩集め、之れを一時的に收容したのである、而して此の收容場所、及此等被收容者に對する救済的施設の一端を見るに、江戸時代に於て無宿放免囚並に病囚などを收容せる「淺草溜」をもつて之れが收容所に當て、此保護事務取扱は舊非人頭長谷部善七(舊稱車善七)に託したのであるが、此被收容者の過半数以上のはものは重輕症の罹病者であつたから、外國貴賓退京後と雖も、斯る罹病者を其儘に解放し、再び市井の間を踰跣徘徊せしむるは、策の得たるものにあらずとの見地から、當局者は永久的救済施設を劃策し、明治五年に至り東京府養育院の創立を見るのであつたが、當時の東京府知事大久保一翁氏は、貧窮民などの徒衆を養育院に收容するも、健康者は徒らに公費に依る救済のみに頼らしむべきものにあらず、須らく自立の途に就かしむべきの必要ありとなし、乃ち永久的救済施設の第一次方法として、淺草溜りに收容のもの及び市井の間

を彷徨しつゝある浮浪者の健康診査に着手したのであつて、同知事は市内各區に命じ所轄地區内を徘徊する浮浪者を狩集めさせ、かくして此狩集めたる浮浪者と淺草溜りの被收容者を、一日三十人宛東京府廳に押送健康診査をなし、更に同廳戶籍登録掛りに於ては、生國調べ並に扶養義務者の有無を調査したのであるが、之れは要するに其當時始めて戶籍法令が實施されたので、此場合併せて身分調査をも行へるものと看做される然して此調査の結果生國郷里など判然するものと、尙ほ扶養義務者あるものは夫々歸郷又は歸家せしめ、全く無宿と云ふべき者にして扶養義務者なきもの、並に罹病者老衰者などの輩は、之れを養育院、收容救済するのであつて、健康者には各種の勞働に就業せしむるの方法を劃策したので、愈々此方策實行にかゝつたのは明治五年十月である、而して第二次方法として市内各區に亘り乞食狩りをなし、如上の方法に依り一日三十人宛を東京府廳に送り、前記各項の調査をなしたのであつたが、之れに要したる調査日數は不詳である、故に一日三十人宛を府廳に押送せるも其狩集めにかゝる乞食浮浪者の員數は詳かでない、然しながら健康者を勞働方面に就業せしめたる員數と淺草溜りに於ける罹病者の數とは左の如くであるから、當時に於ける乞食浮浪者併に窮民等の員數は、略ぼ之を付度せらるゝのである、而して上記の如く當局者は狩集めたる乞食浮浪者を夫々に處理したのであつたが、彼の健康者を勞働方面に就業せしむるには、當局としては便宜上此等のものを、多數取纏めて使用するものなきかを物色したるに、左記數名の入夫請負業者から勞力使用の申出があつた。

東京第一大區小九區南鍋町一丁目七番地

福 富 喜 平 治

外 四 名

同 第六大區小六區横綱町一丁目六番地

鶴 間 由 次 郎

外 二 名

東京府の當局は此の使用申請者八名のものに該使用を許可したので此八名のものは合同的事業として勞力の需給を營むを目的とし日傭會社を創立したのであるが、當局は此等社員一名に如上乞食浮浪の徒にして勞働に耐へるもの五十人宛を割當て、其使用を請負せたのであるが、之れに依つて觀るに其當時斯くも勞働能力を有する浮浪者が市内に約四百人程徘徊して居たものと見るべきである、而して當局と請負人との使用條件を定めたのであるが、其條件は斯る浮浪の徒輩を引取り、之れを監督使用するに於ては東京府營繕會議所から、被使用人一人につき一日銀二匁宛を、監督的報酬の意味で使用の日より九十日間給與する、即ち一人に一日三錢二厘の割合で報酬を與へたのであるが、其當時浮浪者處理に關して當局が如何に苦心せるかと思はれる、尙淺草溜りに收容せる不健康者の保護を託されて居る長谷部善七より、被收容者處遇改善の要あるを以て、保護費の増額を要求したので、明治五年十一月に至り被收容者一人につき一日貳朱(十二錢五厘)に

改めて、之れを支給したのであつたが、其當時淺草溜に收容せる重輕症の罹病者、及窮民の員數は左の如くであつた。

性別	年齢		計
	十五歳以上のもの	十四歳以下のもの	
男	九六	四六	一四二
女	一一	二	一四
合計			一五六

以上の收容員數は明治五年十一月現在にして、其後に至り被收容者の健康良否を診査し、此百五十六人の中に於て勞働に耐へる者七十八人を見出し、此等の者は彼の日備會社へ引取らしめたのである。

東京府當局は斯の如くに浮浪者窮民等を夫々處理すると同時に、他面に於ては養育院の設立にかゝり、明治五年十月本郷加賀屋敷跡へ救護事務所を設けたるが、之れは養育院の事務所とも見るべきもので、要するに爰に狩集めた浮浪者の一部は、之れを日備會社に託し、又罹病者老幼者などは「淺草溜」に收容し、而して此等の救護事務は如上加賀邸内の事務所に於て執たのであつたが、明治六年二月に至り上野護國院内に豫て修築中であつた養育院が竣成したので、「淺草溜」に收容せるものを此處に移したのである、而して其當時の移された員數も男女百二十六人にして、此内重症患者は六十三人であつて、茲に始めて養育院が組織的に經營するに至つたのである。

營するに至つたのである。

以上の救護事項を考察するに、明治初年に於ける東京市内の浮浪者は、概ね乞食物貰ひの徒にして、斯る敗殘落伍者の群の中には罹病者あり不具者あり更に老衰者あり、尙此等のものに隨伴せる幼兒などあり、斯の如き社會的落伍者の數は、明治三年狩集めた際に於けるもの約三百人であり、明治五年十月浮浪者及窮民處理に際して、日備會社に引渡せるもの四百人に上り、尙淺草溜りに收容中のもの百五十六人にして、以上の數字に依り考察すると、明治初年時代に於ける住所不定であり、無籍浮浪の生活をなすものにして、常に屋外に寢臥する所謂野宿者は、數百人の多きに上れるものと思惟しうるのである。

第五章 被救護者に就て觀たる浮浪者

一、市養育院に收容されたる者に就て

明治初年の時代から現時に至るまで、浮浪者に關する數量的材料に就ては、東京市養育院及警視廳調査統計、並に本局年報に記せる幼少年保護事業に關する統計等に依り、市井を徘徊せる下層浮浪者と、其狀態の一斑を窺ふに足るのであつて、養育院の統計に依れば、同院收容にかゝる被救護者の多數を占むる行旅病人の中には、住居不定の浮浪者にして罹病の爲、路上に倒れたるもの少なからざるべく、又浮浪者の中には常習的に放浪流轉せるものあるべく、本局幼少年保護所に收容されたる少年の中には、不良少年、若くは浮浪

少年として屋外に寝臥させるものなど少なからずと云ふべく、更に警視廳の統計には、故なくして人の住宅若くは看守せざる邸宅建物及船舶内に潜伏するもの、並に諸處を徘徊して乞食をなし、又は乞食をなさしめたるもの等、斯の如き浮浪者を處罰せる數字を表示せるものであつて、要するに以上各項の統計調査を綜合して觀るときは、行路病人と浮浪兒の中には、實質上浮浪者と看做すべきものあり、又警視廳統計の上に觀るも、野宿放浪の徒輩なりとして見るべきもの多數を占むるのである、茲に參考として此等に就ての數字を左に掲ぐるのである。

東京市養育院收容者の種類は、(一)窮民 (二)行旅病人 (三)棄兒 (四)遺兒 (五)兒 (六)感化生の六種にして、此内窮民とは一年以上の本市住民にして、不具疾病心神耗弱及老衰等にして、生計をなす能はざる獨身者若くは非獨身者、或は重傷をうけ即時頼るべき所なき者などに限られてゐる、即ち東京市に二年以上本籍若くは寄留籍を有するものにして、自活し得ざる細民に限られるのであるから、流轉的に野宿をなすものの如き、或は居住地の不定なるものの如きは之れに該當せぬのであるから、窮民として收容されたものには、其以前にあつて諸處を流浪する彼の浮浪者の如きは、比較的少數であらうと思はれる、而して試に養育院創始以來、最近に至るまで五十年間に於ける、窮民としての收容員數を見るに。

窮民收容總數

一ヶ年平均收容員數

自明治五十年
至大正十年

九、九五五人

一九九人

更に同院に收容される行旅病人なるものは、步行に堪へざる行旅中の病人にして、療養の途なく且つ保護者なきもので、尙ほ行旅病人の同伴者、又は飢餓凍饑に迫り步行に堪へざる行旅者と、次に步行に堪へざる行旅中の妊婦産婦にして、手當を要するも其途なきもの、或は行旅者又は一定の住所なく若くは不明なるものにして引取者なく、警察官署に於て救護の必要ありと認めたるものは、行旅病人に準じ收容されるのである、同院に於て以上の如き行旅病人の收容救護を開始せるは、明治十六年からであつて、同年より大正十年に至るまで、三十九年間に於ける此種收容員數は左の如くである。

行旅病人收容總數

一ヶ年平均收容員數

自明治十六年
至大正十年

三六、二七五人

九三〇 強

以上、行旅病人として、此種救護事業を創始せる明治十六年から大正十年まで、三十九ヶ年間に於ての收容員數は、三萬六千二百七十五人の多數に上り一ヶ年平均九百三十人強の割合である、而して斯の多數の行旅病人の中には定住地を有せず更に生業なくして、常に市井を放浪せる所謂浮浪者は蓋し尠なからざるべく而して此等の者の收容以前に於ける其生活の内容を究むる時は、或は如上收容員數の過半数までは、全く浮浪生活に流れたるものなるべしと、觀るを妥當なりと惟はるゝのである。

二、幼少年保護所に收容されたるものに就て

尙東京市を中心として諸處を徘徊浮浪する者の中には、尙年齒幼少なる浮浪兒がある、此等の浮浪兒は精

神上の缺陷若くは家庭の紊亂、及び扶養者或は使用人の虐待と、更に教養の缺陷等に因り、扶養者又は保護者の許を離れ浮浪生活に陥り諸處を徘徊するものである、殊に斯る浮浪児の中には野宿をなせるものさへある、本局は此種浮浪児の一時的保護機關を設立して、夫々之れに對する保護と處理とをなして居るのであるが、要するに此等浮浪児は一種の浮浪者である事は勿論である、茲に浮浪児の保護收容にかゝる員數を擧ぐれば、如上幼少年保護所創設の大正二年より、同十年に至るまで九ヶ月間の收容員數は左の如くである。

性別	年度別									
	大正二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	計
男	二、一四	三八三	三八八	三四七	四六二	四九三	四九三	五二〇	五二七	三八二七
女	二〇	一五	三	一四	六	〇	二	〇	〇	六〇

計 一三四 三九八 三九一 三六一 四六八 四九三 四九五 五二〇 五二七 三八二七
以上の如く收容員數は男三千八百二十七人女六十人合計三千八百八十七人であつて、一ヶ年平均四百三十二人の割合であるが、此種兒童の年齢は八才以上十八才以下にして、其浮浪性の内容に不良性を帯びたるもの若くは不良に傾かんとする虞れあるもの及び適當の保護者なく方向に迷へるものなどである、然るに此三千八百八十七人の中に於て、收容中逃亡して再び浮浪の境涯に陥れるものと思料すべきものは、大正二年より同十年までに左の員數に上つたのである。

事由	年度									
	大正二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	計
逃亡兒	六六	二〇七	一六二	九二	九九	五二	四四	七一	五四	八四七
員數	女 〇	二	二二	一	〇	〇	〇	〇	〇	五
合計	六六	二〇九	一六四	九三	九九	五二	四四	七一	五四	八五二

即ち收容總數の約二割二分までは逃亡をなせるものにして、斯かる逃亡兒童の多くは、前記の如く市井に出で再び浮浪者となり、諸處を徘徊して益々惡化し、不正行爲をなすもの不良的誘惑に陥るもの、或は野宿をなし乞食物貰ひの群に入るものあるなど、正路を踏まざるもの少なからぬのであつて、此種浮浪児の中には淺草界隈を彷徨して、所謂料理店飲食店及び妓樓等に就き、殘食物通稱「ダイガラ」を貰ひうけ、放縱生活に流るゝものを見るのであるが、如上收容せる浮浪児と其浮浪の原因並に惡化の狀況につき、最近一ヶ年間に於ける本局調査にかゝる統計を擧ぐるに左の如くである。

惡化ノ形跡	稍惡化セル	惡化セル	計
ナキモノ	モノ	モノ	

自大正十年四月一日 至同十一年二月十五日 一一四 九一 二六九 四七四
前表を見るに總數の二割六分は、惡化せざるものである、又一割九分は稍惡化せるもの、五割七分は惡化せるのであつて、即ち以上惡化せるものと稍惡化せるものとは、七割四分に上るのであるが、此等のものは矯

正を要すべきものにして而して大正八年度に收容せる浮浪児は、四百九十五人であるが、此等のものにつき試みに浮浪せる日数を見るに

一日以上 十日以内	十日以上 一ヶ月以内	一ヶ月以上 三ヶ月以内	三ヶ月以上 一ヶ年以内	一ヶ年以上 三ヶ年以上	不詳	浮浪日数 なき者	計
二四七	八一	三〇	一六	七	二	一一二	四九五

一日以上十日以内の浮浪日数の者は、總數の約五割弱を占め、十日以上一ヶ月以内のものは一割六分五厘、一ヶ月以上三ヶ月以内のもの六分強、三ヶ月以上三ヶ年以内の者四分六厘、浮浪日数なきもの二割三分である、斯の如くに收容以前に於て市井を徘徊浮浪せる者が、比較的多いのであう、更に左記最近一ヶ年間に收容せる浮浪児四百七十四人につき、浮浪の原因を探るに、

自大正十年四月一日
至同十一年二月十五日

苦學又は奉の 目的にて家出	盜竊	怠惰	救護所 逃亡	主家家出	遺棄	其他	計
一〇一	二三八	八三	九	二四	一三	六	四七四

前表に依れば苦學又は奉公云々によるもの二割一分にして、盜竊五割二分怠惰一割八分、救護所逃亡〇一分九厘主家家出五分遺棄されたる者二分七厘を占むるのであつて、要するに比較的多數を占むるものは盜竊にして總數の過半以上に達するを見るも、浮浪児の中には不良性を有する者の少なからざる事而して此等の浮浪児は住所不定にして諸所を徘徊し常に不良行爲を働く不良的浮浪児であることが頷かれる。

第六章 警察官署の取締に現はれたる浮浪者

一、舊法令時代の被處分者

更に明治初年から現時に至るまで、東京市を中心に諸處を徘徊せる浮浪者にして、浮浪罪若くは乞食を爲せる廉に依り處分されたる者の員數を見るに、警視廳にては明治十年より凡ての統計を始めたのであるが、此明治十年から同十四年までの警察處罰に關する法令及び刑事法令は、改定律令並に違式注意の二種に依るものにして、今日に於ける警察處罰犯の如き事件は、違式注意なる規則に依り處分されたのである、而して警視廳の調査統計に依れば、明治十年より同十四年までの五ヶ年に、浮浪の罪或は乞食の罪にて處分されたものなく明治十五年一月一日から施行されたる舊刑法第四百二十五條十一項、則ち違警罪の項目のうちに、「人の住居せざる家屋内に潜伏したるもの」としてたる一項があつて、明治四十一年舊刑法廢止さるるまで、其所爲に依り處分されたるもの少くないのである、要するに東京市の内外に於て定住地を有せず放浪し、夜に入れば空家などに潜みて夜を徹するが如き浮浪者に就ては、犯罪地區と其被處分者の員數を具體的に知りうるのである、茲に明治十五年より起算して、其以來五年目毎に於ける該被處分者と犯罪地區とを擧げ、斯して既往の時代と浮浪者徘徊に關する内容の一端を説くことにする。

	明治十五年	同二十年	同二十五年	同三十年	同三十五年	同四十年
男	三七	〇八	三五	一〇〇	九九	二四
女	一		一	〇〇	二	一
計	三八	八	三六	一〇	一〇一	二五

以上明治十五年、同二十年、同二十五年、同三十年、同三十五年、同四十年と斯の如く五年毎に於ける浮浪者とその被處分者に關する警視廳の統計を見るに、明治三十五年を措て他の年度に於ては、被處分者の員數左まで多からざるも、明治三十五年の被處分者は百〇一人の多數に上れるものにして、斯る處分員數を見たる所以につき、警視廳統計當局の語る所に依れば、此年に於ては野宿者又は不住家屋等に潜む、浮浪者の取締を勵行せる結果、かくも多數の被處分者を見るに至れるものなるべしとのことである、要するに東京市の内外には其當時に於て、既に多數の浮浪者が放り徘徊したものであつて、若し當局が取締を嚴重に勵行するに於ては、明治三十五年に檢舉處分せるが如き多數の宿無者を見出しうるものであらうと思はれる。而して如上各年度に於て檢舉處分されたるものにつき、其犯罪地則ち不住の家屋内に潜伏せる場所を見るに、明治十五年同二十年の此各年度の統計には、斯る犯罪地を掲げざるも、明治二十五年に至り其地區別を擧げてある、茲に犯罪地と被處分者の數を記せば左の如くである。

	明治二十五年	同三十年	同三十五年	同四十年
麹町	一			一

京橋	八			六	
日本橋	一			一	
神田	一、一	五	四		一
下谷	一		七	二	
淺草	一	二		一六	四
本郷				二	
小石川				一	
牛込	一			一	
四谷	二		一	一	
赤坂			一		
麻布			四		
芝			三三		
本所			一		
深川			七		
品川			六		

品	深	本	淺	下	木	小	牛	四	赤	麻	芝	京	日	神
川	川	所	草	谷	郷	川	込	谷	坂	布		橋	橋	田
四	一、 二	一、 四	一、 二	一、 三	四	五	七	三	六	一	四	三	四	七
四	一	六	七	四			一	一	二		九			五
	二	一	七	九	八	二				三		四	三	三
一		二				一		一						

新	宿	一	五	五	一
板	橋	三	一	一	四
千	住	一	一	二	一
小	松	一	四	一	一
其	他	三	二	一	一
合	計	一、一一	六三	五一	一、一

以上の各年度に於ける浮浪者處罰員數は、新刑法施行の翌年に當る明治四十二年度が最も多數であつて、其以後は漸減を示してゐる、而して次は明治四十五年大正元年同五年同十年の各年に於ける、乞食の罪を以て處分されたるもの、及び其犯罪地區を掲ぐるに左の如くである。

	越 町	神 田	日 本 橋	京 橋
明治四十二年		四		二
(大正元年)				
明治四十五年				三
大正五年			一	
		一	五	
同十年				

九十九

各項の所説は警視廳統計當局の説明、及社會問題研究家の所説を探り、かくして東京市を中心として隣接町村に渉り、各方面を徘徊する浮浪者の、既往から現時に至るまでの生活狀況の一端を觀るに當て警視廳では浮浪者の取締と、更に救済の見地からして浮浪者の一齊調査を實行したことがある。

开は明治四十二年頃にして龜井氏總監の頃であるが、或夜東京市内外に渉り、時を期し野宿者を調査したるに、約七百人の野宿者を發見したさうである、此内市内には三百人位他は郡部各方面で見出されたのであるが、此調査は社會問題研究の上に頗る必要な資料であるが、此等に關する調査記録が警視廳に保存されて居ないさうで、随つて具體的に之れを説くことの出来ないのは遺憾である。

次に大正四年十二月東京無料宿泊所主任沼波政意氏が、日本犯罪學者會刊行物に載せたる所に依れば、大正三年一月以降六月に至るまでに、同無料宿泊所に宿れるもの六千九百七十八人に就き其身許を調べ尙ほ日常生活に就て訊すと此内約五百人は會て人家の軒下又は空屋、或は公園塵芥溜場墓地若くは床下など、不住の家又は屋外に寢臥したものである事を調べ上げて居る。

尙ほ大正十年七月社會事業協會定期刊行雜誌「社會事業」に草間八十雄氏が「梅雨の夜に觀たる窮民」と題し雨衣の野宿者と其屋外に宿る態とが掲げてある、之れに依ると大正十年六月二十五日同二十七日同二十八日此三夜に亘り、淺草、下谷、本郷、神田、日本橋の各方面に於ける野宿者の群れる場所を視ひ探查したるに

(一)淺草今戸公園、(二)淺草公園、(三)同公園外附近、(四)淺草駒形河岸、(五)日本橋兩國公園、(六)上野

公園、(七)湯島公園、(八)神田三崎町河岸、(九)神田雉子橋、(十)同鎌倉河岸以上の各所に於て、合計百十九人の男女野宿者を發見したのであるが、此内女は五人のみである、而して其少一に於ての發見員數は五十六人、第二夜十三人、第三夜五十人にして第一夜に即ち六月二十五日の夜は少雨、第三夜二十八日の夜は強雨であつたが、此等の野宿者の宿れ場所は、塵芥溜場と公園の吾妻家に最も多く蟬集し、次が人家の軒下と共同便所に集り、其他の場所に潜伏的のものは、極めて少數であつた。

第八章 結論

徳川時代以降に於ける浮浪者に關する文献から得た、上述の觀察は、尙不完全なるを免れないが、先づ之を以て梗概を盡したものと思维する、浮浪人に關する調査研究としては、三代將軍家光時代(寛永十一年七月)に浪人の調査をなし、七代將軍家綱時代(寛文六年)前田綱紀が、乞食調査をなし、非人小屋を建て、救済施設をなした(東京府社會事業協會編纂日本社會事業年鑑に依る)、下つて明治維新後に於ては前述の如く明治三年に外國貴賓渡來のために乞食狩をなして浮浪者を調査し第二回目には明治五年に浮浪者狩をなし、第三回目は明治四十二年頃警視廳に因て野宿者の一齊調査が行はれたのである、即ち明治維新後五十年間以上亘つて僅に三回のみにし、夫れもどれだけ組織的のものであつたか首肯し難く、今に於て之が統計的材料を得る爲には、本市經營にかゝる救護機關(養育院、幼少年保護所)等の報告統計、警察官廳に於ての各統